

様式使用における留意点

様式名：様式－1 現場代理人・主任（監理）技術者通知書
様式－1（2） 現場代理人・主任（監理）技術者変更通知書
留意点：現場代理人等を兼任する場合は県様式（県様式名：現場代理人等兼任様式）も提出が必要。

様式名：様式－2 請負代金内訳書
留意点：特になし。

様式名：様式－3（1） 工程表
様式－3（2） 変更工程表
留意点：契約時（当初・変更・竣工）に提出する工程表は統一様式を使用。
また、竣工時に提出する工程表は様式－3（2）を使用。
※令和3年3月通知の「土木工事施工管理の手引き」参照。

様式名：様式－4 建設業退職金共済制度の掛金収納書
留意点：上記とは別に県様式（別記様式1裏面）も提出が必要。

様式名：様式－5 請求書（前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金）
留意点：令和3年3月8日付け会第614号通知に伴い、押印有りと押印省略の2種類の様式を作成。
（どちらも使用可）
押印省略の様式を使用する場合は、書類の真正性を担保するため、様式下にある「書類の提出方法」、「書類発行責任者名」、「担当者名」、「電話番号」に必ず記載。
また、提出方法は基本的に紙で行うものとする。やむを得ずメール若しくはファクシミリで提出する場合は、必ず受信先（発注者）へ連絡を行うこと。

様式名：様式－6（1）～（4） VE提案書
留意点：上記とは別に県様式（VE様式2－3号）も提出が必要。

様式名：様式－9 工事打合せ簿（指示、協議、承諾、提出、報告、通知）
様式－10 材料確認書
様式－11 段階確認書
様式－12 確認・立会依頼書
留意点：使用方法等については、令和3年3月通知の「土木工事施工管理の手引き」参照。

様式名：様式－13 工事事故速報
留意点：共通仕様書で提出することとなっているが、定形様式が無かったため今回定めるもの。
事故が発生した場合、第1報は速やかに電話にて連絡を行い、第2報以降は本様式を使用。
※令和3年3月通知の「土木工事施工管理の手引き」参照。

様式名：様式－14 工事履行報告書
留意点：特になし。毎月の工事履行報告や中間前払請求時に使用。
※令和3年3月通知の「土木工事施工管理の手引き」参照。

様式名：様式－15 認定請求書
留意点：特になし。中間前払請求時に使用。

様式名：様式－16 指定部分完成通知書
様式－17 指定部分引渡書
留意点：特になし。契約約款で通知若しくは引渡しすることとなっているが、定形様式が無かったため今回定めるもの。

様式名：様式－18 工事出来高内訳書

留意点：発注者が出来高算定する際は、各工事の数量計算書に朱書き等を行った資料を提出。
様式フリーとしているが、統一様式で必ずしも作成する必要なし。

様式名：様式－19 出来形部分検査請求書

留意点：特になし。

様式名：様式－21 手直し工事完了届

留意点：工事施工中若しくは検査時に手直し命令若しくは手直し指示があった場合に提出する様式。
なお、検査後、契約不適合責任期間に修補請求通知があった場合の様式は県様式（別記様式
6－3 修補完了届）で提出。

様式名：様式－22 工事の部分使用について

留意点：契約約款で受注者が承諾することとなっているが、定形様式が無かったため今回定めるもの。
なお、発注者が部分使用を受注者に協議する場合も本様式を使用。

様式名：様式－23 工期延期願い

留意点：特になし。契約約款で発注者に請求することができるとなっているが、定形様式が無かったため
今回定めるもの。

様式名：様式－24 支給品受領書

様式－25 支給品精算書

様式－26 建設機械使用実績報告書

様式－27 建設機械借用・返納書

様式－28 現場発生品調書

留意点：特になし。契約約款や共通仕様書で提出することとなっているが、定形様式が無かったため今回
定めるもの。

※令和3年3月通知の「土木工事施工管理の手引き」参照。

様式名：様式－29 工事完成通知書（しゅん工届）

様式－30 工事目的物引渡書

留意点：特になし。

様式名：様式－31 出来形管理図表

留意点：様式の内容を網羅していれば、独自の様式で作成も可。

※令和3年3月通知の「土木工事施工管理の手引き」参照。

様式名：様式－31－2 出来形合否判定総括表

留意点：ICT活用工事で面管理を行う場合に使用。

様式の内容を網羅していれば、独自の様式で作成も可。

※令和3年3月通知の「土木工事施工管理の手引き」参照。

様式名：様式－32 品質管理図表

留意点：様式の内容を網羅していれば、独自の様式で作成も可。

※令和3年3月通知の「土木工事施工管理の手引き」参照。

様式名：様式－34（1）（2） 創意工夫・社会性等に関する実施状況

留意点：上記とは別に県様式（情報公開条例に基づく資料公開の可否）も提出が必要。